

摂津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和6年6月14日

摂津市議会

# 目 次

文教上下水道常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第46号の審査-----	2
質疑（西谷知美委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員、松本暁彦委員）	
議案第47号の審査-----	7
質疑（西谷知美委員、藤浦雅彦委員、松本暁彦委員）	
採決-----	9
閉会の宣告-----	9

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年6月14日（金）午前 9時59分 開会  
午前10時38分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 村上 英明 副委員長 出口こうじ 委員 藤浦 雅彦  
委員 弘 豊 委員 西谷 知美 委員 松本 暁彦

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正 教育長 若狭孝太郎  
こども家庭部長 大橋 徹之 上下水道部長 末永 利彦  
上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上 齊之  
保育教育課長 湯原 正治 経営企画課長 浅尾耕一郎  
水道施設課長 名古屋幸祐 保育教育課参事 中川 資子

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口 雅志 同局主査 松木 愛

### 1. 審査案件

議案第46号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議案第47号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○村上英明委員長 文教上下水道常任委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は本会議に引き続きまして、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件について御審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、弘委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第46号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

西谷委員。

○西谷知美委員 おはようございます。

昨日に引き続きよろしくお願いいたします。

私からは、要望に近いです。今回の配置基準の見直しは、非常にいい国の決定ではあると思うんです。しかし、この年代のお子さん大変は大変なんですけれども、3

歳未満の保育に課題が多いと常々思っています。3月議会でも保育士の処遇改善と配置基準の見直しを求める意見書を提出し、皆さんに同意いただきまして、国へ意見書を届けたという経緯もございます。

また、ここ1週間ずっと世間を騒がしていますが、鹿児島市の保育士が自分の受け持つお子さんを切りつけた事件も起きてしまいました。その方の置かれた環境というか、大分追い詰められていたということがニュースの続報でも入ってきています。

摂津市独自の予算で、配置基準を手厚くするのはなかなか難しいかと思えます。例えばもう一点、昨日、静岡県の子バスの置き去りの件も裁判がありまして、保護者の方が本当につらい思いを吐露されておりました。そういったことを鑑みて、摂津市独自の配置基準の見直しは、予算上厳しいとは思いますが、大阪府に対して各自治体と連携を取って、一緒に予算を手厚くしてほしいという働きかけができたかどうか。

今、「いのち輝く未来社会のデザイン」ということで、万博にすごい税金が投資されている現実があります。子供たちの命を守るためにも、そういった動きができるのかどうかをお聞かせいただきたいと思えます。

○村上英明委員長 では、答弁を求めています。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回の条例改正につきましては、満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を改正するものでございます。

改正の背景として、令和5年12月に取りまとめられましたこども未来戦略で安心して子供を預けられる体制整備を急ぐ

ために、保育所等の職員配置に係る最低基準が改正されることとなりました。

今回、満3歳以上の児童に対するということで職員配置基準が改正されることとなりますけれども、このこども未来戦略の中には、1歳児の配置基準につきましても言及されております。こちらは令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、こども未来戦略の加速化プランの期間中、これは、今後3年間のことを指しておりますが、この期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めることも記されております。

こういったことから、今回、1歳児のことが記されておりますように、この配置基準につきましても、また必要な議論がなされていくものと考えております。

ちなみに、摂津市の公立こども園につきましても、この1歳児の配置基準につきましても、国では6対1となっておりますけれども、5対1で現在、運営しているところでございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 回答ありがとうございます。

摂津市が直接関わる公立こども園は、配置基準が既に国基準になっているということで、素晴らしいとは思っています。しかし、例えば目黒区で運営されている保育園は、国でこういうサービスを取り入れたら加算しますというのを工夫されて、従来の保育士配置基準の2倍に配置していることで、保育士がその園に就職したいと殺到しているという件もあります。

こういった素晴らしい好事例をマスコミには取り上げていただきたい。そういった事例を参考に、地方自治体の実施してい

いことが起きていることを知ってもらいたい。たくさん事例を積み重ねることによって、国の法律を動かすこともできるかと思えます。5対1もすばらしいんですけども、それよりもちょっと手厚くできるように、ぜひ努力をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○村上英明委員長 ほかございますか。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

私からは、確認の意味も込めてお聞かせいただきたい。

今回の改正条例案は、家庭的保育事業等ということで、摂津市が決める小規模保育の部分に当たると思うんです。先ほど来も議論のある認可保育所、認定こども園の部分は大阪府の条例でという説明を、昨日も受けたかと思うんです。

中身的には同じ3歳以上の部分で、保育士の配置基準を改善していく。制度が始まって以来の改善ということで、喜ばしいことだと受け止めているんです。ただ一方で、経過措置の部分が書かれているように、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑みということで、当分の間は難しかったらこれまでの基準でいいわけです。

ちなみに、今年度に入って、摂津市内の保育所等は把握もされてると思うんですけども、この配置基準を満たすことができるような保育士の採用等ができていのかどうかを教えていただけたらと思います。

○村上英明委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 まず、弘委員がおっしゃっていただいたとおり、市内の認定こども園、保育所につきましても、大阪府の条例によってこの配置基準が改められる予定です。今回、大阪府議会の6月議会で

も、このような議案が提出されております。

この配置基準の改正によりまして、市内の私立保育所、認定こども園に実際、影響があるかどうか確認をさせていただいております。小規模保育事業を除く市内の私立保育所、認定こども園につきましては23施設中、現在のところ20施設から回答を得られておりまして、うち18施設から特段の影響はないという回答を得られております。影響があると回答された施設、また回答を得られてない施設についても引き続き確認を行っていきたいと考えております。

以上でございます

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 今の答弁なんですけれども、影響があるということと言うと、配置基準が変わることで、確保しなければならない保育士が足りない、そういう影響があるということではよろしいですかね。

今回、この基準改正が前向きな改正で、本当に不適切保育をなくすだとか、子供一人一人にちゃんと向き合った保育実践につながっていくとか、そういったことになると思ってるんです。そうなるためには、きちっと基準に見合う保育士確保が、ずっと摂津市でも課題になってて、この委員会でも議論をしてきたことかと思うんです。そのところが大事というふうに思いました。

当分の間はこの経過措置で、基準にいてないところも続けていくということなんだと思うんです。国は、こういうふうに定めてるんですけれども、目安みたいなものは、何かしら議論されている部分があるんでしょうか。お聞かせいただけたらと思います。

○村上英明委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回条例改正させていただく際に、国の基準に従って改正をさせていただいております。附則のところに、経過措置期間を設けさせていただいております。こちらにつきましても、国の基準に沿った内容となっております。

経過措置期間で、当分の間と書かれておりますけれども、特段いつまでというようなことは現在、国からは示されておられません。

○村上英明委員長 弘委員。

○弘豊委員 今、御答弁がありましたように、国でいろいろ議論もしてる最中ということではあるのかと思うんです。抜本的には保育士を確保するための予算だったり、先ほど言っていたみたいな待遇改善とか、そんなことも同時に進めていくことが本当に重要なのかと思っています。

基準は改めたけれども、保育士がいないからやっぱり受け入れられないという可能性もあるということです。そのところはまた見ていかないといけないと思います。

併せて、保育士の確保が困難になっている課題もあつてか、せっかくせつつあそびまち遊育園もできて、わかば保育園が定員を増やして新しく移転しましたが、定員枠には満たない受入れ状況があつて、その一つには保育士確保の課題もあります。

いまだに待機児童数も、年度始めからそれなりにいらっしゃって、また5月、6月と増えていることもある中で、課題認識をしっかりと持ちながら進めていただけたらと思います。

以上です。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質問させていただきたいと思います。

今回の配置基準は76年ぶりの改正と

ということで、76年間改正されなかったのが今回、改正されるということでございます。

3歳児が20人から15人ということで、4歳児、5歳児が30人から25人は今回決定されていて、先ほどあったように1歳児の6人から5人というのは見送られて、今後検討される現状です。

各市によってやっぱり現実的にはいろいろ状況が違うと思うんです。特に本市において言いますと、長年、待機児童が解消されていない現状の中で、どのようにしていくかというのは大きな課題になるだろうと思うんです。

今回、改正になります3歳児、4歳児、5歳児は最近、待機児童がないので、比較的大きな課題はないけれども、保育士の確保については、各市やっぱり大変な状況になるだろうと思うんです。保育士を確保するためにもいろいろ、これまでも事業は展開されていると認識しています。まずこの待機児童との関係性、(仮称)摂津市こどもの総合計画の策定に向けたワーキンググループの報告書が上げられています。その中でも、10年来の大きな課題であると問題視をしていただいていることもあって、この保育士確保の問題と配置基準が変わることは非常によいことではあります。当然保育環境をよくする、サービス向上とか、保育所の経営負担等については喜ばしいことではあるものの、本市にとってはこの大きな課題と相反するところがあると思いますけれども、現状と見通しについてまず認識を聞いておきたいと思います。

それから、1歳児の改正については先ほどお話がありましたけれども、令和7年度以降になっています。本市からも、ぜひとも早期に改善できるように要望として上

げていただきたいと思っておりますが、その辺のことについてお答えいただきたいと思います。

当分の間については先ほどありました。当分の間は、それ以上の答えはないだろうと思いますから、もう聞かんときます。

それから先ほど言いましたけれども、保育士の確保に対しましては、パイが限られている中で、やっぱりさらに加熱すると思っています。なので、これから獲得するためにさらなる取組みたいなものもあるのかと思うんですが、現状と今後考えていく取組についてあるのかないのかも含めて、考え方を聞いておきたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 今回の条例と、待機児童のことも含めての御質問でございました。

まず、待機児童につきましては、令和6年4月1日時点におきましても、待機児童が23人生じております。多くは委員がおっしゃるとおり、1歳児が非常に多く発生している状況でございます。

待機児童の解消につきましては、やはり受皿の確保と保育人材の確保、この両面が必要と考えております。

受皿の確保につきましては、先ほど弘委員からも御紹介いただきましたとおり、この4月にわかば保育園の定員拡大と、新たな小規模保育事業の開設で図っています。

あと、今年度につきましては、今後調整は必要なんですけれども、せっつあそびまち遊育園も、まだ定員が認可定員まで満たしておりません。こちらにつきましても法人と協議し、定員の枠を広げていただけるように調整していきたいと思っております。

また、保育人材の確保につきましては、

御承知のように今年度から新規採用の保育士の給付金制度も設けさせていただいております。基本的には、民間事業者の方が採用計画に基づいて保育士、保育教諭を確保していただくこととなります。こういった給付金制度も活用していただきながら、保育人材の確保に努めていただきたいと思います。

また、今年度、民間施設の募集に対して採用がどれぐらいできたかということも、現在確認をさせていただいているところです。こちらも施設によって、募集した人数に対して、その分採用ができていないという施設もございます。逆に募集より多く採用している施設もございますし、事業所によって差はあるのかと感じているところでございます。

1歳児の配置基準の見直しにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、令和7年度以降保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつということも、こども未来戦略に記載されております。藤浦委員がおっしゃるように、保育人材の確保と、この配置基準の見直しはすごく関連しているところかと思っております。国の保育人材確保の施策というものも注視していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

国の出方も見つつ、やっぱりやっていけないといけないと思っております。本市は本市の事情があります。これは安威川以北は待機児童が出てるけど、安威川以南は十分に足りているということで、2年後からは、こども誰でも通園制度も始まります。いろん

なことも加味しながら、先々をしっかりと見通していただきながらやっていただきたいと思います。

それから、やっぱり保育士が魅力のある職種になるための取組をやっていただかないと、基本的にはこの給与水準が低いことも問題になってます。そういうことも併せてしっかり国に対して要望していただきたいとお願いをして質問を終わります。

ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほかございますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、私は、もう質疑がありましたので要望とさせていただきます。

要望については2点ありまして、今回、国の基準改正に伴いということで、理解をいたしました。

その中で、保育士確保の点で2点、課題があると思っております。

一つは保育士の質の担保と申しますか、小・中学校でも言えることですし、教職員が足りなくなって講師になっていく、しかし若い教師も増えて質の確保は非常に難しくなっているということもお聞きをしております。保育士についても同様かと思っております。

先ほどありました、鹿児島県だったりとか、あるいはほかの県でも、いわゆる保育士が子供に対して性的虐待を加えたという事件も起きております。これについては、忙しかったから、追い詰められたから加害するということは、基本的にあり得ない話です。私もほかの委員からお聞きしましたが、追い詰められて辞めていくという状況があるとお聞きをしております。

やはり、保育士が、抵抗ができない子供に対して意図的によろしくない思惑を持



って近づいているということも、現実として起こっているわけであります。保育士の質の確保は各園の采配にもよるとは思うんですけども、どのように今後保育士を拡充するか、質を確保するかはぜひ研究していただきたい。

ぜひ市としてもしっかりと、面接の要領だったりとか様々な点で、各園とも共有して、少しでもいい保育士を確保できるように考える必要があると改めて思うところです。そこについては中川参事含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、先ほど辞める保育士がおられるということだったので、いかに辞めないでその園で継続できるかということも非常に重要になってくるかと思ひます。足りない足りないというところは、実は入ったら辞める、入ったら辞めるという園もあるかとお聴きしております。園によって保育士待遇だったりとかについて、差があることはお聴きをしております。給与面とかじゃなくても、いわゆるクラス内とか指導の要領だったりとか、やはり先輩との人間関係も厳しくて辞めているということもお聴きをしております。

そこも大きな課題かと思ひてます。摂津市としていろいろ把握はできるかと思ひますので、確保するに当たって、いかに辞めさせないかは、それぞれの園の一つの課題だと思ひますので、各園で共有し、意見交換をするなりして、辞めさせない配慮をして対応していただきたいと思ひます。

それによって、しっかりと園の保育の質の担保をして、安心して通える園、そして保育士も楽しんで働くことに生きがいを持っていける、そういったところをこの摂津市として実現してもらえればと思ひますので、2点要望とさせていただきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかがございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

議案第47号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

西谷委員。

○西谷知美委員 それでは、私から1点確認させていただければと思ひます。

今回の水道法施行規則の改正によって、所管が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変わったということです。所管が変わったことでどういったメリット・デメリットが生じるかについてお聞きしたいと思ひます。

○村上英明委員長 では、答弁を求めていきたいと思ひます。

浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

今回の改正につきましては、水道整備それから管理行政の機能強化ということで、国で改正がなされております。

具体的に申し上げますと、水道に関する水質基準の策定、その他の水道整備、管理行政の中で、水質または衛生に関する事務については、環境保全の公衆衛生の向上増進に関する専門的知見等を活用する観点から、環境省に移管されます。

このほかの事務につきましては、社会資本の統合的な整備に関する知見等の活用

によって、水道の基盤の強化等の観点から国土交通大臣に移管される改正になってございます。

具体的な動き、影響というのはこれからかと思っておりますけれども、引き続き国の動き等については注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 説明ありがとうございます。

私も調べたところによると、今、回答いただいたとおり、社会資本の整備という観点から、水道管の老朽化をどうしていくか、更新をどうしていくかというのが各自治体にとっても課題だと思うんです。国土交通省は出先機関が多いからということで、老朽化であるとか維持管理といった面では、すごく一歩前進というか、進展するという観点もあるかと思うんです。しかし、厚生労働省から環境省に変わることで、公衆衛生部分が若干軽視されないかということが懸念されるわけです。摂津市は水道に関してはPFASの問題もありますので、その部分はしっかり国とも連携しつつ、安心・安全な水の確保に従事していただければということで、最後これを要望として質問を終わらせていただきます。

○村上英明委員長 ほかがございますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 水道法上の布設工事監督者と水道技術管理者という資格があるんです。その資格検定なりの修了書が発行されているとは思いますが、実務的には、監督官庁が変わることによって、発行者が恐らく厚生労働省から国土交通省に変わると思うんです。修了書の発行等について、実務的にはどんなふうになるんで

すか。順次更新をされるところから発行するんですか。それとも一定期間のうちに発行し直すのでしょうか。

○村上英明委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 藤浦委員の質問にお答えいたします。

こちらは、技術管理者に専門の講習を実施しております、その修了時において、国土交通大臣で認証した修了書を発行します。今までは厚生労働大臣だったんですが、実務的には何ら影響はございません。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほかがございますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 中身については、国土交通省にということに理解をいたしましたので、要望を1点だけさせていただきたいと思います。

先ほど西谷委員からもありましたけれども、やはり国土交通省に移ったことで、インフラ整備のところをやっぱり非常に大きいのかと思っております。特にこの水道技術管理者とか、以前もありましたけど、市民から漏水が発生しているということで、すぐ電話して速やかに対応していただいたこともございます。他の市民も漏水して、そのときに事業者と連絡が結局つながらなくて、市に連絡すると、市で対応していただいたということをお聞きしています。その件については、非常に評価をされておりました。

なかなか摂津市では水道事業者が少ない中で、それを放置するわけにいかず、最終的に市が担当していただいたということです。

今、建設部もそうですけど、技術者が非常に足りなくなっているという状況もあり、当然上下水道部についても同じよ

うな状況であろうかと思えます。

そういった中で、やはり市として最後のとりでであるわけでありますから、技術者を一定確保して、緊急の場合には速やかに対応していただける体制をしっかりと維持・継続していただきたいと思えます。

国土交通省になるということで、インフラ整備の関連が非常に強くなっています。そこはぜひ、水道もそういう認識を持ってやっていただきたいと思えますので、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかございますか。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第46号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定をいたしました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 村上 英明

文教上下水道常任委員 弘 豊